

令和6年度岩手県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱

(通則)

第1 令和6年度岩手県看護補助者処遇改善事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和6年度（令和5年度からの繰越分）看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱」（令和6年3月29日厚生労働省発医政0329第45号厚生労働事務次官通知別紙）、「看護補助者処遇改善事業実施要綱」（令和6年1月11日医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金は、実施要綱に基づき、医療機関が実施する事業とする。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

基準額	対象経費	交付額
対象医療機関の看護補助者の常勤換算数等に基づく金額として実施要綱に基づき算出された額	実際に対象医療機関の看護補助者の賃金改善等に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費	1 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 2 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、交付金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査)

第6 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、その医療機関等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第7 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第8 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（交付金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該交付金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、交付金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月28日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第9関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出 部数	提出期限
規則第4条 の規定によ る書類	看護補助者処遇改善事業補助金交付申請書 1 所要額調書 2 処遇改善報告書 3 収入支出予算書 4 振込先口座登録票	第1号 別紙1 別紙2 別紙3	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
規則第6条 第1項第1 号、第2号 及び第3号 の規定によ り承認を受 ける場合の 書類	看護補助者処遇改善事業補助金変更（中 止、廃止）承認申請書 1 所要額調書 2 処遇改善報告書 3 収入支出予算書 4 その他知事が必要と認める書類	第2号 別紙1 別紙2 別紙3	1部 1部 1部 1部 1部	当該事業の 変更（中 止、廃止） を行う日の 15日以内
規則第13条 第1項の規 定による書 類	看護補助者処遇改善事業補助金実績報告書 看護補助者処遇改善事業補助金請求書 1 所要額調書 2 処遇改善報告書 3 収入支出精算書 4 その他知事が必要と認める書類	第3号 第4号 別紙1 別紙2 別紙3	1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める